

令和3年第1回臨時会

# 鳴沢村議会会議録

令和3年5月10日 開会

令和3年5月10日 閉会

鳴沢村議会



## 令和3年第1回鳴沢村議会臨時会会議録

令和3年5月10日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一  
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 小林昭博  
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人  
教育課長 渡邊 積 会計管理者 渡邊安司

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

選挙第1号 鳴沢村議会議長選挙の件  
選挙第2号 鳴沢村議会副議長選挙の件  
選任第1号 鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

- 選任第 2 号 鳴沢村議会運営委員会委員選任の件
- 選挙第 3 号 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙の件
- 選挙第 4 号 河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件
- 選挙第 5 号 富士五湖広域行政事務組合議会議員補欠選挙の件
- 選挙第 6 号 青木が原ごみ処理組合議会議員補欠選挙の件
- 選挙第 7 号 青木ヶ原衛生センター議会議員補欠選挙の件
- 選挙第 8 号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の件
- 承認第 2 号 鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件
- 承認第 3 号 令和 2 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 9 号）を定める専決処分につき承認を求める件
- 承認第 4 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 1 号）を定める専決処分につき承認を求める件
- 議案第 26 号 令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 2 号）
- 同意第 3 号 鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件

## 8、本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 会期の決定
- 追加日程第 1 鳴沢村議会議長辞職の件
- 追加日程第 2 選挙第 1 号 鳴沢村議会議長選挙の件
- 追加日程第 3 鳴沢村議会副議長辞職の件
- 追加日程第 4 選挙第 2 号 鳴沢村議会副議長選挙の件
- 追加日程第 5 選任第 1 号 鳴沢村議会常任委員会委員選任の件
- 追加日程第 6 選任第 2 号 鳴沢村議会運営委員会委員選任

		の件
追加日程第 7	選挙第 3 号	鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産 保護組合議会議員補欠選挙の件
追加日程第 8	選挙第 4 号	河口湖南中学校組合議会議員補 欠選挙の件
追加日程第 9	選挙第 5 号	富士五湖広域行政事務組合議会 議員補欠選挙の件
追加日程第 1 0	選挙第 6 号	青木が原ごみ処理組合議会議員 補欠選挙の件
追加日程第 1 1	選挙第 7 号	青木ヶ原衛生センター議会議員 補欠選挙の件
追加日程第 1 2	選挙第 8 号	山梨県後期高齢者医療広域連合 議会議員補欠選挙の件
日程第 4	承認第 2 号	鳴沢村税条例等の一部を改正す る条例を定める専決処分につき 承認を求める件
日程第 5	承認第 3 号	令和 2 年度鳴沢村一般会計補正 予算（第 9 号）を定める専決処 分につき承認を求める件
日程第 6	承認第 4 号	令和 3 年度鳴沢村一般会計補正 予算（第 1 号）を定める専決処 分につき承認を求める件
日程第 7	議案第 2 6 号	令和 3 年度鳴沢村一般会計補正 予算（第 2 号）
追加日程第 1 3	同意第 3 号	鳴沢村監査委員の選任に同意を 求める件

### ◎議長挨拶

議長（小林昭一君） 皆さん、改めましてこんにちは。

令和3年第1回鳴沢村議会臨時会開会に先立ちましてご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和3年第1回鳴沢村議会臨時会へのご参集をお願いいたしましたところ、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、平素から議会の運営に当たりましてご理解とご支援をいただいておりますことをあわせて厚く御礼を申し上げます。

さて、当村でも新型コロナウイルスワクチンの高齢者接種が始まります。一日でも早く、対象となる村民全員がワクチン接種を受けられるようになればいいかなと思います。

本臨時会の審議も、新型コロナウイルス感染予防のための措置を講じながらの臨時会となりますが、慎重審議いただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

---

開会 午後4時00分

議長（小林昭一君） ただいまから、令和3年第1回鳴沢村議会臨時会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎村長挨拶

議長（小林昭一君） ここで、村長より本臨時会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも、改めましてこんにちは。

令和3年第1回鳴沢村議会臨時会の開会に当たり、議員さん全

員の参会の下に開会できますことに感謝を申し上げさせていた  
だきます。

皆さんご承知のように、全国的に新型コロナウイルス感染者が  
増大している中、首都圏のほかにも出されておりました緊急事  
態宣言が5月31日まで延長されて、感染力が強いとされてお  
ります変異株にも多く感染しております。

鳴沢村でも、去年の暮れから何名かの感染者がありましたが、  
二次感染が出なかったことは、村民の皆様の注意や予防の実施  
の成果だと感謝しております。

引き続き、慎重な生活をお願い申し上げる次第であります。

役場でも、職場を分散勤務から元の勤務体制に戻しましたので、  
ご協力のほどをお願いしたいと思います。

今臨時会の提出議案はコロナ対策議案が主ですので、慎重審議  
の上、可決くださいますようお願い申し上げまして、開会に当  
たつての挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

---

**議長（小林昭一君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであり  
ます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（小林昭一君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、  
三浦雄一郎君、渡辺正人君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（小林昭一君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長

に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、本日、議会運営委員会が開催されておりますので、その報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

**議会運営委員長（渡邊明雄君）** 議会運営委員会の開催の報告をさせていただきます。

本日午前9時より、議員控室において議会運営委員会を開催いたしました。

委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

決定された事項については、次の4項目です。

1、会期は本日の1日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、臨時会の開催に当たっては、配布済みの案のとおり、新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

4、追加事件が発生した場合は、追加日程として議題とすること。

以上であります。

以上で本日開催いたしました議会運営委員会の報告を終了いたします。

**議長（小林昭一君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（小林昭一君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これ



にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時07分

再開 午後4時08分

**副議長(小林清一君)** 会議を再開いたします。

---

**副議長(小林清一君)** 議長、小林昭一君から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(小林清一君)** 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

### ◎追加日程第1 鳴沢村議会議長辞職の件

**副議長(小林清一君)** 追加日程第1、鳴沢村議会議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小林昭一君の退場を求めます。

(10番 小林昭一君 退場)

副議長（小林清一君） まず、その辞職願を職員に朗読させます。

議会事務局長（三浦進一君） 辞職願。

このたび一身上の都合により議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月10日。鳴沢村議会議長 小林昭一。

副議長（小林清一君） お諮りいたします。

小林昭一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（小林清一君） 異議なしと認めます。よって、小林昭一君の議長の辞職を許可することに決しました。

小林昭一君、入室願います。

（10番 小林昭一君 入室）

---

副議長（小林清一君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（小林清一君） 異議なしと認めます。よって、議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決定しました。

---

### ◎追加日程第2 選挙第1号 鳴沢村議会議長選挙の件

副議長（小林清一君） 追加日程第2、選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(小林清一君)** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(小林清一君)** 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

鳴沢村村議会議長に三浦直樹君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました三浦直樹君を鳴沢村議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**副議長(小林清一君)** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三浦直樹君が鳴沢村議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました三浦直樹君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項の規定による当選告知をいたします。

三浦直樹君の議長就任の挨拶について、その発言を許可します。

三浦直樹君。

**新議長(三浦直樹君)** ただいま、村民の代表たる議員各位のご推挙により、鳴沢村議会議長就任を仰せつかりました。身に余る光栄に存じますとともに、その重責を痛感しております。

新型コロナウイルス対策、災害対策、環境問題など、鳴沢村を取り巻く問題は多岐にわたります。

安全で安心な村づくりのため、議会の任務、議員の使命を果た

し、村民の信託に応えるべく、公正で円滑な議会運営に全力で取り組んでまいります。

今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

**副議長（小林清一君）** 以上で私の職務は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

三浦直樹議長、議長席に着席願います。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 1 4 分

再開 午後 4 時 1 5 分

**議長（三浦直樹君）** 会議を再開いたします。

---

**議長（三浦直樹君）** 議長選挙に伴い、会議規則第 3 条第 3 項の規定により、議席の変更をいたします。

7 番、小林清一君を 6 番に、1 0 番、小林昭一君を 7 番に、三浦直樹を 1 0 番に変更します。

ここで、議席移動のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 1 6 分

再開 午後 4 時 1 7 分

**議長（三浦直樹君）** 会議を再開いたします。

---

**議長（三浦直樹君）** 副議長、小林清一君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

---

### ◎追加日程第3 鳴沢村議会副議長辞職の件

**議長（三浦直樹君）** 追加日程第3、鳴沢村議会副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、小林清一君の退場を求めます。

（6番 小林清一君 退場）

**議長（三浦直樹君）** まず、その辞職願を職員に朗読させます。

**議会事務局長（三浦進一君）** 辞職願。

このたび一身上の都合により副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和3年5月10日。鳴沢村議会副議長 小林清一。

**議長（三浦直樹君）** お諮りいたします。

小林清一君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、小林清一君の副議長の辞職を許可することに決しました。

小林清一君、入室願います。

(6番 小林清一君 入室)

---

**議長 (三浦直樹君)** ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、副議長選挙の件を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

---

#### ◎追加日程第4 選挙第2号 鳴沢村議会副議長選挙の件

**議長 (三浦直樹君)** 追加日程第4、選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (三浦直樹君)** 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

鳴沢村議会副議長に渡辺宗司君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました渡辺宗司君を鳴沢村議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡辺宗司君が鳴沢村議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渡辺宗司君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項による当選告知をいたします。

副議長、渡辺宗司君の就任の挨拶について、その発言を許可いたします。渡辺宗司君。

**新副議長(渡辺宗司君)** ただいま副議長の職を仰せつかりました渡辺宗司でございます。私には大役でございますが、議長を補佐し、議会運営をスムーズに運べるよう努めたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

---

**議長(三浦直樹君)** お諮りいたします。

この際、委員会条例第7条第3項の規定に基づき鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

---

◎追加日程第5 選任第1号 鳴沢村議会常任委員会委員選任の件

**議長(三浦直樹君)** 追加日程第5、選任第1号鳴沢村議会常任委

員会委員選任の件を議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたします。

総務教育厚生常任委員に、渡辺正人君、渡辺宗司君、小林昭一君、佐藤博水君、三浦直樹を、建設産業経済常任委員に、三浦雄一郎君、土屋文明君、渡辺次男君、小林清一君、渡邊明雄君を、広報常任委員に、渡辺正人君、渡辺宗司君、土屋文明君、渡辺次男君、小林昭一君を、予算決算常任委員に、議員全員をそれぞれ指名し、各常任委員に選任いたします。

なお、ただいま選任いたしました常任委員の任期の起算日は、委員会条例第4条の規定により、5月13日からとなるものでありますので、あらかじめ申し伝えます。

---

**議長（三浦直樹君）** お諮りいたします。

この際、委員会条例第7条第3項の規定に基づき鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定いたしました。

---

**◎追加日程第6 選任第2号 鳴沢村議会運営委員会委員選任の件**

**議長（三浦直樹君）** 追加日程第6、選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長においてそれぞれ指名いたします。



鳴沢村議会運営委員に、三浦雄一郎君、土屋文明君、渡辺次男君、渡邊明雄君、佐藤博水君をそれぞれ指名し、議会運営委員に選任いたします。

なお、ただいま選任いたしました議会運営委員の任期の起算日は、委員会条例第4条の規定により、5月13日からとなるものでありますので、あらかじめ申し上げます。

---

**議長（三浦直樹君）** お諮りいたします。

この際、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員、河口湖南中学校組合議会議員、富士五湖広域行政事務組合議会議員、青木が原ごみ処理組合議会議員、青木ヶ原衛生センター議会議員、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員の6件の一部事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第7から追加日程第12として選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、6件の一部事務組合議会議員の補欠選挙を日程に追加し、追加日程第7から追加日程第12として議題とすることに決しました。

- 
- |          |       |                              |
|----------|-------|------------------------------|
| ◎追加日程第7  | 選挙第3号 | 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙の件 |
| ◎追加日程第8  | 選挙第4号 | 河口湖南中学校組合議会議員補欠選挙の件          |
| ◎追加日程第9  | 選挙第5号 | 富士五湖広域行政事務組合議会議員補欠選挙の件       |
| ◎追加日程第10 | 選挙第6号 | 青木が原ごみ処理組合議会                 |

議員補欠選挙の件

◎追加日程第 1 1 選挙第 7 号 青木ヶ原衛生センター議会  
議員補欠選挙の件

◎追加日程第 1 2 選挙第 8 号 山梨県後期高齢者医療広域  
連合議会議員補欠選挙の件

議長（三浦直樹君） 追加日程第 7、選挙第 3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員補欠選挙の件から、追加日程第 1 2、選挙第 8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の件までの 6 件の選挙を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦直樹君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員に、小林清一君、三浦直樹を、河口湖南中学校組合議会議員に、小林清一君、三浦直樹を、富士五湖広域行政事務組合議会議員に、小林昭一君、佐藤博水君を、青木が原ごみ処理組合議会議員に土屋文明君、佐藤博水君を、青木ヶ原衛生センター議会議員に、三浦雄一郎君、渡辺正人君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議

員に三浦雄一郎君を、それぞれ指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君をそれぞれ一部事務組合議会議員補欠選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名した諸君がそれぞれの一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま各一部事務組合議会議員に当選された諸君が議場におられますので、本席から、会議規則第30条第2項による当選告知をいたします。

それではここで、選任された各常任委員会委員及び議会運営委員会委員は委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。

各委員会の正副委員長が決定次第、会議を再開します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時27分

再開 午後4時29分

**議長(三浦直樹君)** 会議を再開いたします。

ここで、休憩中に各委員会で正副委員長の互選が行われましたので、就任された正副委員長をご紹介します。

議会運営委員会委員長、渡邊明雄君、副委員長、三浦雄一郎君、総務教育厚生常任委員会委員長、佐藤博水君、副委員長、渡辺正人君、建設産業経済常任委員会委員長、渡辺次男君、副委員長、小林清一君、広報常任委員会委員長、土屋文明君、副委員長、渡辺正人君、予算決算常任委員会委員長、三浦雄一郎君、副委員長、渡辺次男君。

以上の諸君がそれぞれの委員会の正副委員長に就任されました。

---

◎日程第4 承認第2号 鳴沢村税条例等の一部を改正する  
条例を定める専決処分につき承認  
を求める件

議長（三浦直樹君） 日程第4、承認第2号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長（梶原 充君） 承認第2号鳴沢村税条例等の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）等が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する村税条例等の整備を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行ったものであります。

ページをめくっていただき、新旧対照表の1ページをご覧ください。

税条例の改正内容についてご説明させていただきますが、引用条項等の整理や字句の訂正、内容が重複するものなどにつきましては割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

1ページの第24条をご覧ください。

こちらは、現行所得税法では、控除対象扶養親族を、国内外問わず「扶養親族のうち年齢16歳以上の者」と定義していますが、税制改正により対象者の明確化が図られ、外国に居住する

親族の扶養控除が適用になる年齢要件を、年齢30歳以上70歳未満の者については対象外となる見直しが行われたことにより字句を追加するものであります。これにより、年齢16歳以上30歳未満と年齢70歳以上の者のみが適用対象となります。

なお、日本国内居住の控除対象扶養親族は従来どおり16歳以上です。

続いて、その下、第36条の3の2第4項をご覧ください。

こちらは、給与所得者が扶養親族申告書を給与支払者へ提出する際、電子提出により行う場合は税務署長の承認が必要であったものが、国税の電子化推進に伴い不要となったものであります。

4ページの第53条の9第3項をご覧ください。

こちらは、退職所得申告書を電子提出により行う場合は、税務署長の承認が必要であったものが、国税の電子化推進に伴い不要となったものであります。

6ページの附則第6条をご覧ください。

こちらは、確定申告時の医療費控除の特例となっている、疾病予防を目的とした医薬品の購入に適用されるセルフメディケーション税制が令和9年度まで延長されたため、併せて改正するものであります。

その下、6ページの第10条の2をご覧ください。

こちらは、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例による固定資産税の特例についてのうち、河川浸水被害対策法による管理計画に位置づけられた雨水貯留浸透施設の固定資産税は非課税となることにより、この特例に関する第3項は廃止となり、また、その他の条項の整理を行うものであります。

11ページの第12条をご覧ください。

こちらは、平成30年度から令和2年度までの間講じられてき

た土地に係る負担調整措置（固定資産税が急激に上昇して税負担が重くなり過ぎないように、緩やかな上昇へ税負担を調整する仕組み）を11ページから14ページの第12条では宅地等に対して、14ページ中段の第13条では農地に対して、令和3年度から令和5年度までの間においても継続するものであります。

16ページの第15条の2をご覧ください。

こちらは、軽自動車税の取得時に課税される環境性能割の税率について、本来の税率から1%軽減する臨時的軽減期間を9ヶ月延長し、3月31日から12月31日へ延長するものであります。

17ページの第16条をご覧ください。

こちらは、環境性能の優れた軽自動車等の普及を促進するため、初回の新規検査を受けた軽自動車等について、翌年度分の軽自動車税に限り、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン特例（軽減課税）が平成28年度から導入されていますが、このうち、軽減の対象を営業用乗用車および電気自動車等に限定した上で、令和4年度分及び令和5年度分についても適用し、特例の期限を2年間延長するものであります。

21ページの第25条第2項をご覧ください。

こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響によって、取得した家屋への入居が遅れたことにより、住宅ローン控除の適用要件を満たさなくなった場合でも、令和4年中までに入居すれば同様の減税措置が受けられるといった適用期限の延長を行うものであります。

最後に、23ページの附則の第1条で、施行期日としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。ただし、第1号から第4号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行するものであります。

以上で承認第2号についての専決処分理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

**◎日程第5 承認第3号 令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分につき承認を求める件**

**議長（三浦直樹君）** 日程第5、承認第3号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長  
小林 優君。

**村長（小林 優君）** 承認第3号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第9号）を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第2号令和2年度鳴沢村一般会計補正予算（第9号）で、緊急を要するものとして、一般会計予算に100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億5,323万8,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業100万円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

事業実施に係る財源として、全額国庫支出金を見込んでおります。

速やかに事業を執行する必要があったため、3月23日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

詳細につきましては、福祉保健課長より説明いたします。

**議長（三浦直樹君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（小林昭博君）** それでは、承認第3号の詳細について説明させていただきます。

予算要求書の4ページをご覧ください。

内容については、新型コロナウイルスワクチン接種に係る追加経費で、国で提供するワクチン接種記録システムと村で使用する健康管理システムのデータ関係を図る必要があったため、村の健康管理システムの改修を行うための経費を補正したものであります。



システムの改修内容については、健康管理システムから接種記録システムへの接種対象者登録用データ出力及び接種結果データ出力機能の追加、接種記録システムから健康管理システムへの接種結果取り込み機能の追加となっております。

国から提供される接種記録システムについては、タブレットも国から提供され、接種した方の情報をその日のうちにバーコードで読み込み、その日の夜に国のシステムを通じ一元管理され、各市町村にその情報が提供される仕組みとなっております。

なお、この補正については、年度末の補正となりましたが、急遽、国から令和2年度において補正するよう指示があったことを申し添えます。また、全額を明許繰越費の補正として併せて行っております。

以上で承認第3号についての詳細説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより承認第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

**◎日程第6 承認第4号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分につき承認を求める件**

**議長(三浦直樹君)** 日程第6、承認第4号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長(小林 優君)** 承認第4号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分につき承認を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第4号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算(第1号)で、緊急を要するものとして、一般会計予算に267万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,537万3,000円としたものであります。

歳出の内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業267万3,000円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

事業実施に係る財源として、全額国庫支出金を見込んでおります。

速やかに事業を執行する必要があったため、4月1日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであ

ります。

詳細につきましては、福祉保健課長より説明いたします。

**議長（三浦直樹君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（小林昭博君）** それでは、承認第4号の詳細について説明させていただきます。

予算要求書の4ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、令和3年度第1回定例会において説明させていただきましたが、当初予算作成時には鳴沢村での接種体制が決まっていなかったことから、予算についても補正などで大幅な組替え等させていただく旨の説明をさせていただきました。また、併せて鳴沢村での接種体制の説明をさせていただきましたが、当初予算作成後に、富士北麓6市町村において医師会・病院等関係機関と協力・連携し、一体となってワクチン接種を行うことになりました。

この補正については、これらに伴ったものとなりますが、内容については、高齢者のワクチン接種を6市町村が共同で行うに当たり、共通の予約システムが必要となったため、この導入に伴うシステムリース費用となっております。

予約システムについては、接種の予約と接種当日の受付の際に使用しますが、契約条件として1年間の契約が必要であったことから、年度当初での補正となっております。

また、このほか、会場で予約システムと通信する際に使用するポケットWi-Fiの購入・通信費用や、この時点で不足すると思われた会場までの送迎用のバスの借上げ費用、6市町村共同での接種についての周知を行うための広告料を補正したものです。

なお、今後についても6市町村で接種を行うために必要な経費について、補正などで大幅な組替え等を行わせていただくこと

になります。ご了承をお願いいたします。

以上で承認第4号についての詳細説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

8番 渡邊明雄君。

**8番（渡邊明雄君）** この件について、総務課長に質問した事項がございまして、発言をお願いしたいと思います。

**議長（三浦直樹君）** 総務課長。

**総務課長（三浦寿得君）** 議会運営委員会で質問いただいた件につきましては、福祉保健課長に、このような質問があったということで、その質問の回答を用意していただいております。

**議長（三浦直樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後4時48分

再開 午後4時50分

**議長（三浦直樹君）** 再開します。

福祉保健課長。

**福祉保健課長（小林昭博君）** アンケートを配りまして、75歳以上の結果が土曜日に至るまでの段階となっておりますけれども、接種券を郵送したのが510名、うち回答いただいたのが435名、回答率が85.3%となっております。

そのうちですけれども、接種希望者が415名、接種券送付者510名に占める割合としては81.4%という形です。そのうち送迎希望については109人で、接種希望者415名に占める割合については26.3%という形になっています。

送迎については、基本的に福祉バスを使ってやる予定なんです

けれども、それでも足りない場合については、基本的に、もしできれば民宿とかのバスというのも考えたんですけれども、保険の問題とかもありますので、バス会社にお問い合わせするような方法も取ろうかと思っているんですけれども、もしかしたら福祉バスのみでも足りるかなと思っています。

あと、少人数の送迎については、村のほうのワゴン車がありますので、それに職員と、あと、付き添う方をつけまして、送迎する予定という形になっております。

以上です。

**議長（三浦直樹君）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第26号 令和3年度鳴沢村一般会計補正  
予算(第2号)

議長(三浦直樹君) 日程第7、議案第26号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。鳴沢村長  
小林 優君。

村長(小林 優君) 議案第26号令和3年度鳴沢村一般会計補正  
予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度の一般会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するものとして、新たに3,356万2,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を29億8,597万3,000円とするものであります。

歳出につきましては、くらし応援商品券発行事業3,356万2,000円で、早急に対応しなければならないものとして計上しております。

事業実施に係る財源として、全額前年度からの繰越金を見込んでおります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解ご支援を賜りたいと存じます。

詳細につきましては、企画課長より説明をいたします。

議長(三浦直樹君) 企画課長。

企画課長(渡邊英博君) それでは、議案第26号の詳細についてご説明させていただきます。

予算要求書の1ページをご覧ください。

補正予算の財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しますが、既に当初予算に計上してありますので、今回の補正予算は歳入と歳出を同額にするために純繰越金で調整させていただきました。

続きまして、予算要求書の4ページをご覧ください。

補正事業の目的は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により売上げが減少している村内事業者及び村民の生活を支えるため、昨年度実施した「くらし応援商品券」を今年度も配布するものであります。

補正事業の内容は、鳴沢村・富士河口湖町の取扱店舗で利用可能な「くらし応援商品券」を村民1人につき1万円分配布します。配布対象は村に令和3年5月1日現在住民登録のある方、配布内容は1セット1万円、1,000円券7枚、500円券6枚つづり、利用期間は令和3年12月31日まで、配布方法は令和3年7月上旬より簡易書留で順次配布する予定でありましたが、富士河口湖町からの要望で6月下旬より簡易書留で順次配布することになりました。

主な支出ですが、商品券の郵送料で約77万円、商品券等作製委託料で約119万円、くらし応援商品券補助金で3,150万円となっております。

以上で議案第26号の詳細についての説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(三浦直樹君)** 起立全員です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定しました。

**議長(三浦直樹君)** お諮りいたします。

ただいま鳴沢村長 小林 優君から同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第13として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件を日程に追加し、追加日程第13として議題とすることに決定しました。

**◎追加日程第13 同意第3号 鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件**

**議長(三浦直樹君)** 追加日程第13、同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

**村長(小林 優君)** 同意第3号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。



議会選出監査委員が欠員となっていることを受け選任するものですが、鳴沢村3243番地、小林昭一氏を選任したいと思えます。

ご存じのように、人格が高潔で、普通地方公共団体の財源管理、行政運営に関し優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

間もなく午後5時となりますが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、小林昭一君の退場を求めます。

（7番 小林昭一君 退場）

**議長（三浦直樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(三浦直樹君)** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

小林昭一君、入室願います。

(7番 小林昭一君 入室)

**議長(三浦直樹君)** 小林昭一君に報告いたします。

本案は原案のとおり同意されました。

---

**議長(三浦直樹君)** 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を、議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和3年第1回鳴沢村議会臨時会……。

(「議長、ちょっと質問です」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 暫時休憩します。

休憩 午後5時02分

再開 午後5時03分

議長（三浦直樹君） 再開します。

これにて令和3年第1回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。  
お疲れさまでした。

閉会 午後5時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年5月10日

議会議長

前議会議長

前議会副議長

署名議員

署名議員